

ご参考資料：法定相続人の確認

○相続人となる方は、民法により以下のように定められています。

(1) 配偶者

亡くなられた方の配偶者（戸籍法に基づく婚姻の届け出をした方に限ります）は常に相続人となります。

(2) 第1順位の相続人

亡くなられた方のお子さまは第1順位の相続人となります。

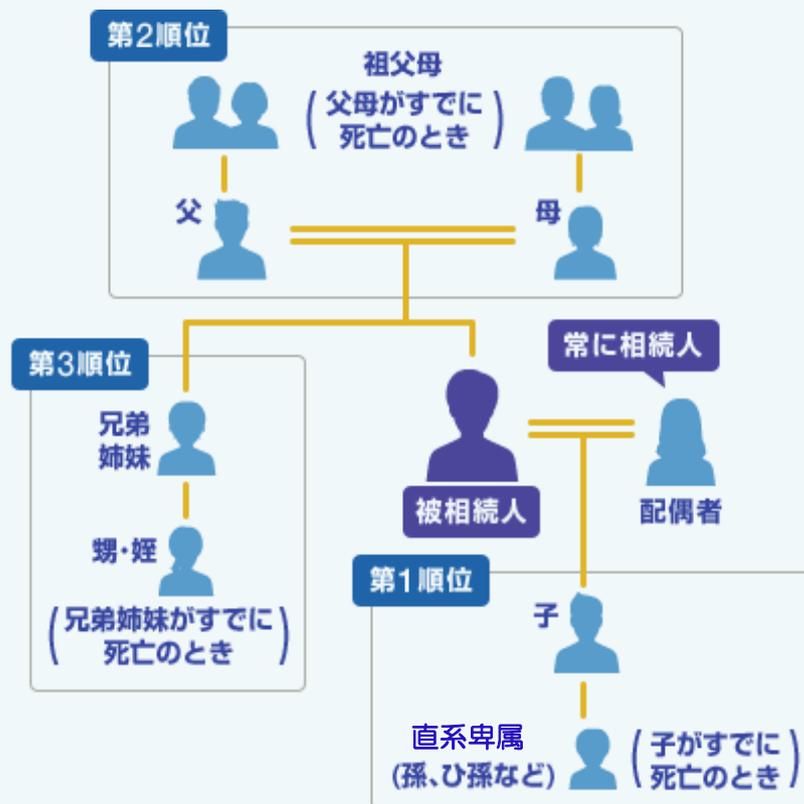
(3) 第2順位の相続人

亡くなられた方の直系尊属（父母、祖父母など）は、第1順位の相続人およびその代襲相続人(*)がない場合に限り、相続人となります。

(4) 第3順位の相続人

亡くなられた方のご兄弟・ご姉妹は、第1順位の相続人およびその代襲相続人(*)・第2順位の相続人がいない場合に限り、相続人となります。

(5) 相続人の範囲と順位



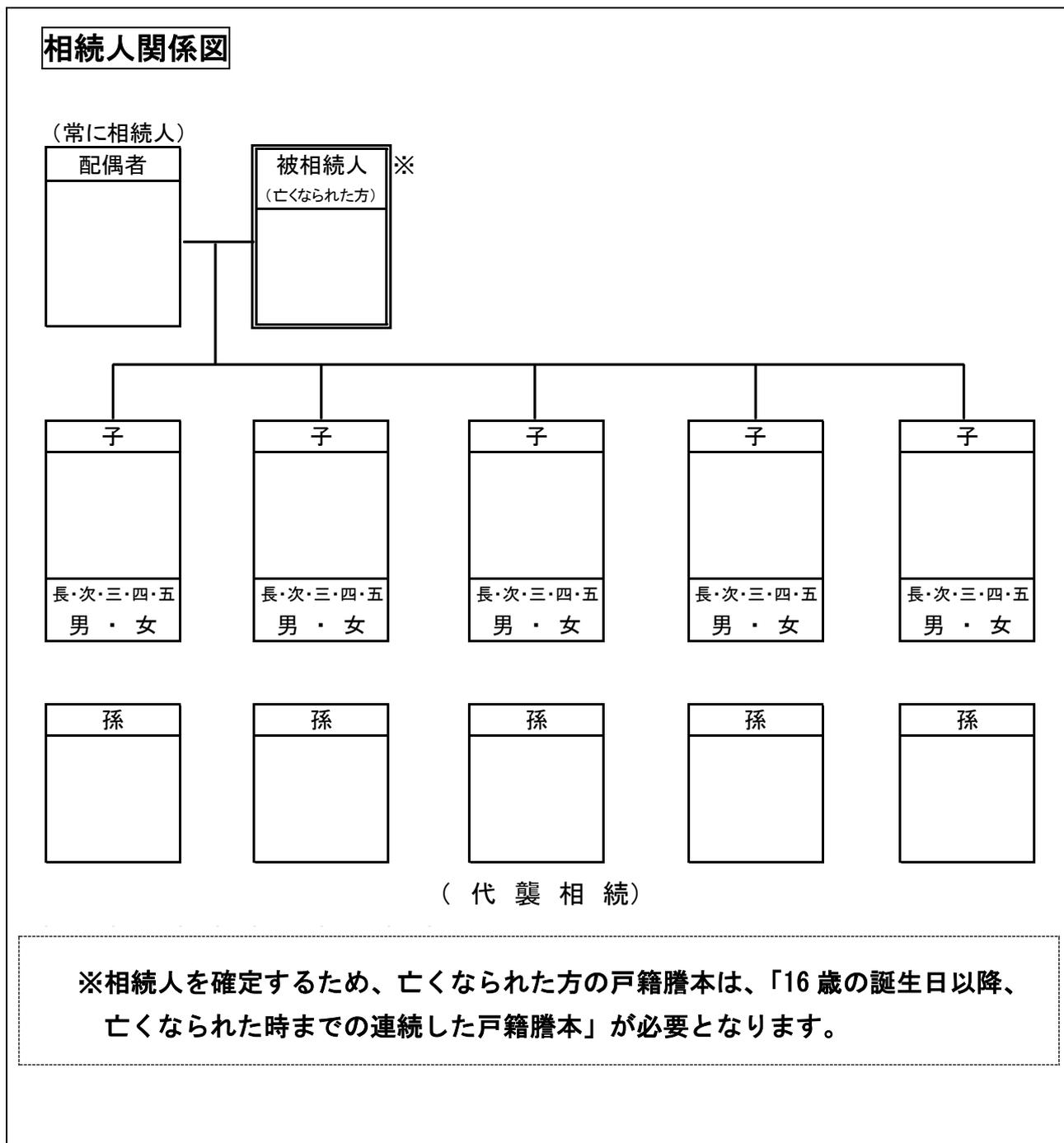
* 代襲相続人・・・法定相続人になるべきお子さまやご兄弟・ご姉妹が先に亡くなっている場合には、その亡くなられた方のお子さま、またはご兄弟・ご姉妹のお子さまが相続人となります。

ご注意事項

ただし、配偶者・第1順位・第2順位・第3順位であっても相続欠格事由のある方、亡くなられた方に相続人より廃除された方は相続人となるできません。また、相続開始の時点ですでに亡くなっている場合や相続欠格事由がある、もしくは廃除されている場合はそのお子さまが代襲相続人となります。

(1) 相続人が配偶者とお子さまなど（第一順位）の場合

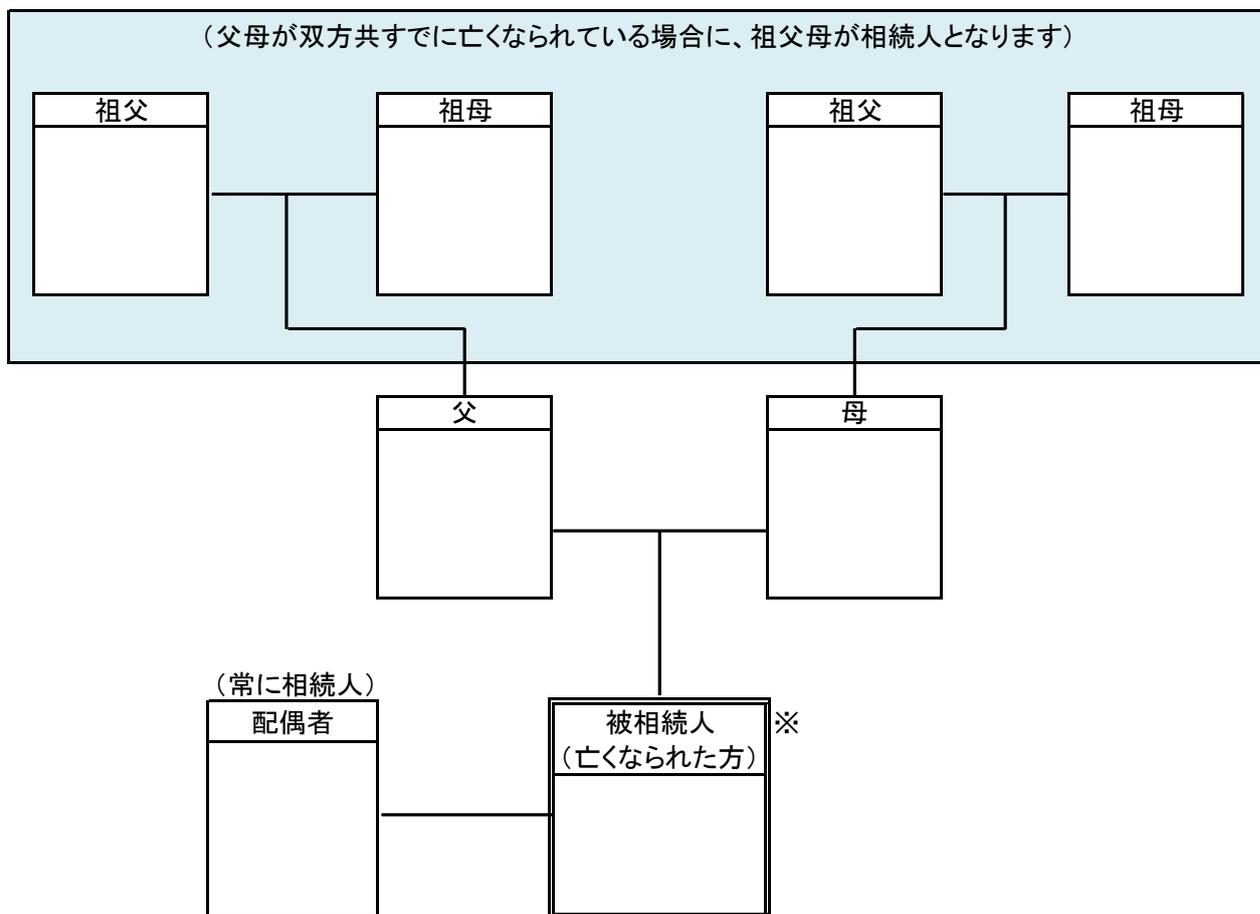
- ・ 配偶者は常に相続人となります。
- ・ 第一順位はお子さまです。（養子や認知したお子さまも含まれます。）
- ・ お子さまがすでに亡くなられている場合は、そのお子さま（お孫さま）が代襲して相続人となります。お孫さまが亡くなられている場合は、ひ孫さまが代襲して相続人となります。
- ・ 配偶者がいない場合は、第一順位の方がすべてを相続します。



(2) 相続人が配偶者とご両親など直系尊属（第二順位）の場合

- ・ 配偶者は常に相続人となります。
- ・ 第一順位（子、孫、ひ孫・・・）にあたる相続人がいないときに、第二順位であるご両親など直系尊属が相続人となります。
- ・ 被相続人のご両親がすでに亡くなられている場合、祖父母が相続人となります。祖父母が亡くなられている場合は、曾祖父母が相続人となります。
- ・ 配偶者および第一順位の相続人がいない場合、第二順位の方がすべてを相続します。

相続人関係図



※相続人を確定するため、亡くなられた方の戸籍謄本は、「16歳の誕生日以降、亡くなられた時までの連続した戸籍謄本」が必要となります。

(3) 相続人が配偶者と兄弟姉妹（第三順位）の場合

- ・ 配偶者は常に相続人となります。
- ・ 第一順位（子、孫、ひ孫・・・）、第二順位（父母、祖父母、曾祖父母・・・）にあたる相続人がいないときに、第三順位として兄弟姉妹（含む、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹）が相続人となります。
- ・ 兄弟姉妹がすでに亡くなっている場合、そのお子さま（おい・めい）が代襲して相続人となります。
- ・ 配偶者、第一順位・第二順位の相続人がいない場合、第三順位の方がすべてを相続します。

